

三重県内市町における奨学金返還支援取組状況一覧表

地方公共団体名	事業名等	申請対象者	主な申請要件	募集人数	返還支援（開始の）要件	返還支援の上限（総額） （支援の時期・内容等）	協力企業の例	ホームページ
松阪市	松阪市保育士修学資金貸付事業	保育士養成施設への入学を予定している者	保育士養成施設卒業後、1年以内に保育士登録を行い、松阪市内の認可保育園等に保育士等として3年間従事すること	10名	申請年度	修学資金を全額免除	なし	https://matsusakawel.com/2020/08/31/10148/
志摩市	IJU（移住）ターン促進のための奨学金返済補助事業	大学等を卒業している者	<ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構第一種、第二種奨学金、地方公共団体が運営する奨学金の貸与を受けて大学等を卒業していること ・申請年度において30歳以下 ・奨学金を滞滞なく返済していること ・前年の4月1日以前から住民登録があり、現に居住していること ・市税を滞納していないこと 		申請年度	前年度に返済した奨学金の2分の1（上限：年20万円、通算60万円）	なし	https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/seisakusuishin/sogoseisakuka/chihousousei/oshirase_chihousesousei/1493039236126.html
名張市	名張市ものづくり人材育成支援補助金	大学等を卒業している者	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等でものづくりに関する高度な知識を習得し、卒業後1年以内に就職又は内定をうけた者 ・市内に10年以上居住する意思がある者 ・日本学生支援機構、名張市、その他の奨学金の貸与を受け、返還を行っている者 ・市税の滞納がない者 ・同一の奨学金において他の制度で同様の助成金等の支給を受けていない者 	5人程度	申請年度	<ul style="list-style-type: none"> ・月額15,000円又は奨学金返済額のいずれか低い方 ・交付対象月から起算して120月を経過する月まで 	なし	https://www.city.nabari.lg.jp/s037/mono-ikusei/annai.html
尾鷲市	尾鷲市奨学金貸与制度	大学等、高等学校に入学予定、在学中の者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で就職し、市内に5年居住した場合、奨学金返還免除 ただし、国家・地方公務員となったとき、地方公務員に準ずる団体に就職したときは、対象になりません。 	要問合せ ※毎年の募集人員は予算により変動するため	5年居住後	(1)大学・短期大学・専修学校（修業年限1年以上の専門課程）に在学する者 月額25,000円 年額30万円 (2)短期大学・専修学校（修業年限2年以上の専門課程）に在学する者 月額25,000円 年額30万円 (3)高等専門学校に在学する者 月額15,000円 年額18万円 (4)高等学校に在学する者 月額10,000円 年額12万円 （奨学金は年3期（5・8・12月）に分けて直接本人の銀行口座に振り込みます） （貸与された奨学金は、貸与期間が終了してから1年すえおき、貸与された2倍の期間内に返還していただきます）	特になし	https://www.city.owase.lg.jp/contents_detail.php?frmid=11371
熊野市	熊野市奨学金返還免除制度	現在、熊野市奨学金の貸与を受けている者及び返還を行っている者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住していること ・10年以上継続し、原則として熊野市内に本社（個人の場合にあつては主な事業所）を有する事業所に現に就労している者又は予定の者。ただし、公務員、熊野市新規就農者確保事業補助金を受けている者を除く。 	なし	申請年度	奨学金の全部又は一部を免除	なし	http://www.kumano-city.ed.jp/schooled.html